

## 令和5年度分36協定届提出前にチェックしておきたい最新の変更点

### ◆電子申請利用率の現状

労働基準法等に基づく届出のうち、年間10万件超のものについて電子申請の利用促進が進められていますが、利用率は36協定13.79%、就業規則届23.15%、一年単位の変形労働時間制9.11%となっています(いずれも令和3年実績)。5年前と比較すると伸びてはいるものの、政府の掲げる「デジタル原則」実現にはさらに利用率を上げる必要があります。

### ◆令和5年2月27日以降の変更点

そのため利用者の要望を反映し利便性をアップする複数のシステム改修が行われています。

1点目として、36協定届ではエラーチェック機能が拡充されるとともに、入力画面で必須入力欄が黄色く明示されるようになっていきます。

2点目として、一年単位の変形労働時間制に関する協定届の本社一括届出が、新たにできることとなっています。

3点目として、36協定届、就業規則届、一年単位の変形労働時間制に関する協定届の本社一括届出について、一括届出事業場一覧作成ツールが1種類にまとめられています。

4点目として、受付印のイメージが付いた控えをダウンロードできる届出・申請の種類が拡充されています。

### ◆令和5年度分の届出は余裕を持って

紙での届出と異なり、電子申請では会社のパソコンから手続きを行うことができますが、届出・申請が集中する時期にはつながりにくくなったりすることがありますので、余裕を持って手続きを行いましょ。



## マスク着用ルールの見直しについて

### ◆マスク着用が個人の判断に

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症対策のマスク着用について、令和5年3月13日以降の考え方を示しました。

屋内では基本的にマスクの着用を推奨するというこれまでの取扱いを改め、今後は個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本としました。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の判断が尊重されるよう配慮を呼びかけています。

### ◆着用が推奨される場面

- 医療機関を受診する時
  - 高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などへ訪問する時
  - 通勤ラッシュ時など混雑した電車やバスに乗車する時
  - 新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時
- 感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的としています。

### ◆従業員への着用要請は許容

なお、事業者が感染対策上または事業上の理由等により、利用者や従業員にマスクの着用を求めることは許容されています。次のような例が示されています。

- 感染対策上または事業上の必要がある場合に、従業員に対しマスクの着用を求めること
  - 客層や施設内の環境、感染状況等を踏まえ顧客に対し、マスクの着用を求めること
- など政府が公表する業種別ガイドラインなども参考にしながら、自社の対応を考えていきましょう。

